

# ウガンダ登録局 (URSB) (指定官庁又は選択官庁)

## 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 ..... 附属書 UG. I

略語のリスト

国内官庁： ウガンダ登録局 (URSB)

UPA： 2014年産業財産法

UPR： 2017年産業財産規則

指定（又は選択）官庁 UG	ウガンダ登録局 (URSB) 国内段階に入るための要件の概要	概要 UG
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	英語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれか補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 <sup>1</sup>	通貨：ウガンダ・シリング (UGX) 又は米国・ドル (USD) <sup>2</sup> 特許： 国内手続手数料 …………… UGX 60,000 USD 150 公告手数料 …………… UGX 50,000 USD 50 付与手数料 …………… UGX 90,000 USD 100 第2年度の年金 <sup>3</sup> …………… UGX 50,000 USD 50 実用新案証： 国内手続手数料 …………… UGX 30,000 USD 50	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- ウガンダに居所若しくは業務拠点を有していない自然人又は法人は、米国・ドルによって支払わなければならない。
- PCT第22条が適用される場合、この手数料は優先日から30か月以内に支払わなければならない。PCT第39条(1)が適用される場合には、優先日から31か月以内に支払う。割増料の支払を条件として年金の遅延支払が認められる。

UG	ウガンダ登録局 (URSB) (続き)	UG
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) <sup>4</sup>	出願人がウガンダに居住していない場合には、代理人の選任 出願の翻訳文3通	
誰が代理人として行為できるか？	ウガンダ高等裁判所の弁護士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

<sup>4</sup> PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に満たすよう出願人に求める。